

日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、日立市における廃棄物の処理及び清掃に関して必要な事項を定めることにより、市の責務を明らかにするとともに市民及び事業者が廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理をする自覚と実践の意欲を促し、もって生活環境を自ら清潔に保つことにより、住みよい文化的な市民生活が享受できるよう、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(清掃業者の責務)

第5条 許可若しくは委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、許可若しくは委託の条件を忠実に履行し、かつ、迅速、適正に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

(手数料)

第12条 一 略 一

2 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示された者、臨時に多量の一般廃棄物を排出した者又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、市の管理するごみ処理施設において、一般廃棄物を処分しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

(1) ごみ等(発泡スチロールを除く。)

1キログラム10円以内で市長が規則で定める額(ただし、1回の搬入重量が50キログラムまでのものについては、1回につき300円以内で市長が規則で定める額)

(2) 発泡スチロール

1キログラム15円以内で市長が規則で定める額

3 手数料の徴収方法については、市長が規則で定める。

(許可証の交付)

第16条 市長は、一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第17条 次の各号に掲げる許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、当該各号に定める額の手数料を申請の際納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業 1件につき3,000円

(2) 浄化槽清掃業 1件につき3,000円

(3) 許可証の再交付 1件につき1,500円

(報告の徴収)

第18条 市長は、法令又はこの条例の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者に対し、一般廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 市長は、法令又はこの条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。